

内閣総理大臣認定適格消費者団体

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 講師派遣事業のご案内

1. 概要

道内唯一の差止請求権を持つ適格消費者団体として、消費者支援ネット北海道（以下、ホクネットという）は道内の市町村及び各地区の消費者団体・事業者などにおいて、これまでの消費者被害拡大防止・未然防止に関わる調査・研究及び事業者への改善の申入れ等の活動経験と、経験豊富な法律実務家（弁護士・司法書士）・大学教授などの研究者の知見を活用して、以下の講師派遣事業を実施します。

2. 講座一覧メニュー（*その他希望するテーマがあればご相談ください）

1. 高齢者の消費者取引について
2. 消費者保護法（消費者契約法・特定商取引法入門）
3. 悪質商法について（消費者トラブルへの支援）
4. 契約問題の発生を未然に防ぐ注意点とポイント
5. 債務整理の法律と実務
6. クレジット枠換金商法の問題点
7. サクラサイト詐欺の関係法令と対処方法
8. アパートを借りたときのありがちなトラブル
9. 家屋賃貸借契約によく見られる不当条項
10. スマホやケータイの賢い使い方と危ない使い方
11. インターネットの楽しみ方と注意点
12. 学生むけ法教育
13. 高齢者を狙う様々な悪質商法
14. 詐欺は振り込め詐欺だけじゃない、色々な詐欺
15. キャンセルするのにお金を払わないといけないか？
16. 独占禁止法違反とならないために注意すべきポイント
17. 消費者取引に注意すべき特定商取引法の内容と解釈
18. 最近の消費者立法の動向について
(例 特定商取引法改正、消費者安全法改正案、集団的消費者被害回復訴訟制度の案、消費者被害回復のための行政的手法研究状況)
19. 国民生活センターにおける紛争解決（ADR）の進め方
20. 全国の適格消費者団体の活動と団体訴訟の現状
21. 特定商取引法講座 訪問販売・電話勧誘販売・通信販売・特定継続的役務提供業務提供誘引販売取引 連鎖販売取引（個別選択可能）
22. 様々な非現金決済の法律関係 クレジット・電子マネー・収納代行

【事業者向け】

1. 独占禁止法の運用について
2. 景品表示法～不当表示を防ぐには
3. 適正な食品表示とは～気を付けたい点
4. 下請法の運用とは
5. 集団的消費者被害救済制度とは（事業者むけ）
6. 御社の定型契約書は大丈夫？不当条項とは

3. 申込方法

別紙「講師依頼要請書」にご記入のうえ、お申込みください。

講師派遣の依頼書

年 月 日

内閣総理大臣認定適格消費者団体

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道行

下記の通り講師の派遣をお願いします。

1. 派遣の年月日

- ・第1希望 _____年 _____月 _____日(_____)
時 間 _____時 _____分 ~ _____時 _____分
- ・第2希望 _____年 _____月 _____日(_____)
時 間 _____時 _____分 ~ _____時 _____分
- ・第3希望 _____年 _____月 _____日(_____)
時 間 _____時 _____分 ~ _____時 _____分

*第3希望までご記入をお願いいたします。

2. 講演場所 _____

3. 参加者数 _____名

4. 主な参加対象者(例:行政担当者・学生・一般消費者・消費生活相談員) _____

5. 依頼内容(テーマ又は目的) _____

6. 主催者名(団体・代表者・担当者) _____

連絡先 TEL _____ Fax _____

E-mail _____

7. 交通費は実費負担・謝礼については、要相談。

■連絡先

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階

Tel 011-221-5884 FAX 011-221-5887

E-mail hocnet1222@alto.ocn.ne.jp

URL <http://www.e-hocnet.info/>

【電話受付*時間：午前10時～午後4時まで（月～金・祝日休み） FAXは24時間通信可能】